平成２７年（フ）第６７号
千葉県白井市冨士200番地の１　グランコーポ冨士201号
債務者　神山三喜男
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６８号
千葉県印旛郡栄町安食2956番地２　レオパレスコスモエステートＡ110号室
債務者　森　　昌子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７１号
高知県南国市駅前町２丁目２番７号　ベステート南国1008号
債務者　松島　悠起
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８０号
高知市永国寺町１番22号　丸の内ロイヤル２Ｄ
債務者　樽林　秀子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８２号
高知市一宮中町２丁目７番10号　フジハイツ106号
債務者　酒井　信哉
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８９号
愛知県豊田市日之出町２丁目15番地１
債務者　惣卜　俊恵
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月28日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３４９号
大阪府豊中市庄内栄町５丁目11番１―105号
債務者　藤田　　優
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７８号
大阪市平野区背戸口１丁目19番３号201、前住所大阪市平野区平野西１丁目５番20号ヴィラシャトー307
債務者　三栖由紀子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７６号
大阪府箕面市如意谷２丁目６番８号　101号
債務者　福間たまき
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８号
横浜市港北区高田東２丁目６番19―105号
債務者　白坂　由江（旧姓隅田）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９９号
神奈川県藤沢市下土棚382番地の２　ローゼス湘南Ａ棟202
債務者　永田　好子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
釧路市鳥取北４丁目８番11号　浅井マンションＮＯ７－１号室
債務者　鈴木　芳彦
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４８号
東京都八王子市大和田町２丁目10番７号501
債務者　結城三枝子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９３号
東京都福生市大字熊川667番地
債務者　桐田　征子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６９号
東京都昭島市緑町３丁目23番10号みどりビル501号
債務者　土田美佐子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第４２２号
大阪府東大阪市友井２丁目29番14号
破産者　上田石油株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年５月22日まで
2　一般調査期日　平成27年９月３日午後２時30分
平成27年４月28日
大阪地方裁判所第６民事部